

変更許可申請手数料の取扱いについて

変更理由		手数料
イ 設計変更	・開発区域の面積に応じ 規定する額の10分の1	・イ、ロ、ハ、の額の合 算額（ただし87万円を こえない範囲とする。）
ロ 新たな土地の開発区域 への編入による変更 [法第30条第1項 第1号－第4号]	・新たに編入される開 発区域の面積に応じ規 定する額	
ハ その他の変更	10,000円	

イ 設計変更 = 設計内容の変更

ハ その他の変更 = ① 公共施設の管理者及び土地の帰属に関する事務の変更
② 予定建築物等の用途の変更
③ 工区の変更
④ 資金計画の変更
⑤ 工事施行者の変更